

河北町外部公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。次条において「法」という。）に基づき、外部公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定するものをいう。
- (3) 外部公益通報 労働者等が通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本町の機関に対して行う法第2条第1項に定める公益通報をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等を行う事務を所掌する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報をした労働者等をいう。

(外部公益通報窓口)

第3条 外部公益通報の受付及び外部公益通報に係る相談に応じるための窓口（以下「外部公益通報窓口」という。）を総務課に置く。

- 2 外部公益通報窓口の担当者は、自己又はその親族が関係する通報対象事実に係る外部公益通報の対応に関与してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外部公益通報が所管課になされたときは、所管課において受け付けるものとする。

(外部公益通報の受付)

第4条 外部公益通報は、原則として文書、電子メール、ファクシミリ又は面談によるものとする。

- 2 外部公益通報は、実名により行うものとする。ただし、通報対象事実を証明する確実な資料を示すときは、匿名により行うことができる。
- 3 外部公益通報窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、外部公益通報受付書（様式第1号。以下「受付書」という。）に所定の事項を記載するとともに

に、その写しを保管し、当該受付書を所管課の長（以下「所管課長」という。）に送付するものとする。

- 4 所管課長は、第3条第3項の規定により外部公益通報を直接受け付けたときは、受付書を作成し、その写しを外部公益通報窓口を送付するものとする。

（外部公益通報の受理等）

第5条 所管課長は、受付書の内容を精査し、外部公益通報を受理するか否かを決定しなければならない。

- 2 所管課長は、外部公益通報の受理又は不受理を決定したときは、外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

- 3 所管課長は、前項の規定による通知をしたときは、その写しを外部公益通報窓口を送付するものとする。

- 4 所管課の職員は、自己又はその親族が関係する通報対象事実に係る外部公益通報の対応に関与してはならない。

（教示）

第6条 所管課長は、通報対象事実について本町が処分又は勧告等をする権限を有しないことが分かったときは、外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく通報者に教示しなければならない。

（調査の実施）

第7条 所管課長は、外部公益通報を受理したときは、当該外部公益通報に係る通報対象事実について、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法により調査を行う。

- 2 所管課長は、前項の調査を行うに当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

- 3 所管課長は、第1項の調査が終了したときは、外部公益通報調査結果報告書（様式第3号）により、総務課長及び副町長を経由して町長に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第8条 町長は、前条第3項の規定による報告を受け、措置が必要な通報対象

事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他の適当な措置を講じなければならない。

- 2 所管課長は、外部公益通報調査（措置）結果通知書（様式第 4 号）により、前条第 1 項の調査の結果及び前項の規定により講じた措置の結果を遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が希望しない場合は、この限りでない。
- 3 所管課長は、前項の規定による通知を行うに当たっては、適切な法執行の確保並びに利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮するものとする。
- 4 所管課長は、第 2 項の規定により通報者に通知したときは、外部公益通報調査（措置）結果通知書（様式第 4 号）の写しを外部公益通報窓口を送付するものとする。

（協力義務）

第 9 条 職員は、外部公益通報に関し、他の行政機関その他の公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

- 2 通報対象事実に係る所管課が複数ある場合においては、各所管課長は、連携して調査を行うなど、相互に協力しなければならない。

（外部公益通報以外の通報）

第 10 条 外部公益通報窓口は、外部公益通報以外の通報があったときは、必要に応じ、当該通報に係る所管課長に情報提供を行うものとする。

- 2 所管課長は、前項の通報が事業者の法令遵守の観点から外部公益通報に準ずると認めるときは、第 5 条から前条までの規定に準じ、当該通報を処理するものとする。

（運用状況の公表）

第 11 条 町長は、外部公益通報の件数等の運用状況について公表するものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。